



鳥取県公報

平成12年11月21日(火)
号外第106号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）.....	1
告 示	鳥取県建築基準法施行細則による災害等の指定（"）.....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 知事が指定する災害により被害を受けた建築物等に代わる建築物等の新築に係る建築確認等の手数料を免除することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、改正後の内容は、平成12年10月6日以降に申請された事務に対する手数料について適用することとした。

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第99号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（手数料の減免） 第4条 略 2 知事が指定する災害により全壊、半壊、一部破損等の被害（以下「被害」という。）を受けた建築物に居住していた者又は被害を受けた建築物、建築設備若しくは工作物（以下「建築物等」という。）の所有者（当該所有者の同居の親族その他これに準ずる者であつ	（手数料の減免） 第4条 略 2 知事が指定する被災地の区域内において建築（大規模の修繕及び大規模の模様替の工事を含む。）をする建築物でその災害の発生の日から6月以内に確認の申請をするものに係る条例別表第3の左欄1の項から6の項までに掲げる事務に対する手数料は、免除する。

て知事が認めるものを含む。)が、当該災害の発生の日から知事が指定する日までの期間(以下「申請期間」という。)内に、当該被害を受けた建築物等に代わる建築物等を新築し、又は当該被害を受けた建築物等を増築し、改築し、移転し、大規模の修繕をし、若しくは大規模の様様替をするために条例別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をする場合には、当該申請期間内の申請に係る事務及び当該事務に引き続く一連の同欄に掲げる事務に対する手数料は、免除する。

3 略

3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県建築基準法施行細則第4条第2項の規定は、平成12年10月6日以降に申請された同項に規定する事務に対する手数料について適用する。

告 示

鳥取県告示第647号

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)第4条第2項の規定に基づき、次のとおり建築物の建築確認に係る事務等に対する手数料の免除の対象となる災害及び指定する日を定めたので告示する。

平成12年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 建築物の建築確認に係る事務等に対する手数料の免除の対象となる災害
平成12年鳥取県西部地震災害
- 2 指定する日
平成14年10月5日